

第二期中期目標の期間の終了時の検討の進め方（案）

1. 趣旨

地方独立行政法人法第 31 条に基づき、中期目標期間の終了にあたって、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般について検討する。

その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2. 本市における実施方法

これまで、名古屋市が公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」と言う。）から意見聴取を行うとともに、法人評価委員からも意見聴取を行いながら、法人が達成すべき業務運営に関する目標（第三期中期目標）を検討してきた。また、毎年度の業務実績報告書及び平成 27 年度に中間総括などを評価してきた。それらを踏まえて下記の 2 点を実施する。

① 法人が中期目標の実現を目指して作成した中期計画案も踏まえ、法人の業務継続の必要性を確認する。

② 中期目標を実現するために法人が作成する中期計画案で掲げられた組織及び業務全般について、これまでの検討や評価における課題を十分に反映しているものであるか確認し、必要に応じて法人へ対応を要請する。

※ 上記対応については、法第 31 条第 2 項に基づく評価委員会の意見を聴いたうえで、法人に通知する。

3. 今後のスケジュール

8 月 29 日	〔評価委員会〕中期目標の期間の終了時の検討（以下「終了時の検討」という。）の進め方提示
10 月下旬	〔評価委員会〕中期計画案の提示
12 月上旬	市長から法人へ中期目標の指示
12 月下旬	〔評価委員会〕終了時の検討案の提示・審議、中期計画案の審議
1 月下旬	〔評価委員会〕終了時の検討案、中期計画案に対する意見の決定
3 月下旬	市長による中期計画の認可、市から市大へ終了時の検討を受けた必要な措置について通知

※ 参考

<第一期中期目標期間終了時における措置>

23 総大第 10 号

平成 24 年 3 月 30 日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 戸 莉 創 様

名古屋市長 河 村 た か し

公立大学法人名古屋市立大学に対する第一期中期目標期間 終了時における措置について

公立大学法人名古屋市立大学（以下、「大学法人」という。）の第一期中期目標の期間の終了にあたり、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、大学法人が引き続き当該業務を継続する必要があるものと認めます。

同項に規定する大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討の結果については、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）による中期目標期間の中間点における総括に関する意見書等を踏まえて、平成 22 年 9 月 13 日付けで通知した公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標策定方針に明示し、さらに評価委員会による平成 22 年度業務実績に関する評価結果及び平成 22 年度実施の大学評価・学位授与機構による機関別認証評価結果等を検討し、第二期中期目標（平成 23 年 12 月 7 日議決）に反映したところです。

大学法人におかれては、第二期中期目標の着実な実現に努められるよう、要請いたします。

（名古屋市総務局行政改革推進部大学調整室）